令和3年度赤い羽根共同募金による
令和4年度「みんなで福祉応援事業」（地域福祉活動助成）実施要領

１　目的

本事業は、地域で身近な福祉課題に取り組んでいる団体、住民に向けた福祉サービスを行う団体が実施する「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」活動に必要な事業経費の支援を行うことにより、住民参加による地域福祉を推進することを目的とする。

２　事業実施年度

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

３　助成対象および助成額

(1)　助成対象団体

地域の福祉向上を目的に活動している花巻市内のボランティア団体・ＮＰＯ団体、町内会・自治会等の任意の住民グループで、次の要件を満たしている団体。

（社会福祉協議会関係組織は対象としない。）

①　公益的な活動を基本とし、営利を目的としていないこと。

②　特定の個人、企業、政党、宗教団体等から独立して運営・活動していること。

③　定款、会則（またはそれに準じるもの）が整備されていること。

④　将来にわたる継続的な活動の見込みがあること。

⑤　当助成を受けたことが無く、同一の内容で他の助成等を受けていないこと。

(2)　対象経費

①　幼児・児童、高齢者、障がい児・者や、その他住民を対象として地域内で行う福祉活動を目的に実施する事業経費

②　地域で福祉活動を行う団体の活動拠点立ち上げに必要な事業経費

(3)　助成額

１団体につき１回あたり10万円を上限とし、千円単位で助成する。

助成総額は255万8千円を限度とする。

(4) 助成対象期間

対象事業への助成は令和4年4月1日～令和5年3月31日までの間に行う事業とする。

４　助成申請

助成金の交付を受けようとする団体は、赤い羽根共同募金による「みんなで福祉応援事業」（地域福祉活動助成）実施要領により、応募書（様式1）に必要事項を記入し、花巻市共同募金委員会（以下、「本会」という）に提出する。

５　申請受付期間

令和4年6月13日（月）～令和4年7月15日（金）

（二次募集）

令和4年10月11日（火）～令和4年11月11日（金）

６　助成の審査・決定

助成申請書受理後、当該申請事業にかかる審査を、本会審査委員会にて行い、本会運営委員会で決定し、岩手県共同募金会において助成決定後に、団体に対し助成事業の助成決定通知を本会から行う。（通知時期は令和4年9月～10月頃を予定）

７　助成金の交付

助成金の交付は、団体からの申請により行うものとし、本会から決定通知を受けた団体は速やかに「事業実施に関する誓約書（様式3）」および「事業実施計画書（様式4）」、「助成金交付申請書（様式5）」を本会に提出するものとする。

８　助成事業の完了報告

決定通知を受けた団体は、当該助成事業の完了後、1か月以内に「完了報告書（様式7）」に添付書類を添えて本会に提出するものとする。

９　助成決定取消しおよび助成金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は助成決定の全部または一部を取消し、既に交付した助成金がある場合は返還させることができるものとする。

(1)　偽り、その他不正な手段によって助成を受けた場合
(2)　事業を中止した場合
(3)　事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合
(4)　助成金を指定された使途以外に使用した場合
(5)　事業内容の変更の承認を受けずに事業を実施した場合
(6)　その他本会の指示に従わない又は本会が不適当と認めた場合

10　共同募金助成事業の広報

(1)　助成金による事業を開催する場合は、「共同募金による助成事業」であることを周知するとともに、配布物には「共同募金による助成事業」であることを明記すること。
(2)　助成金で購入した機器には必ず「共同募金標識シール」を貼付すること。
(3)　花巻市共同募金委員会の助成による事業であることを回覧板や会報、ホームページなどに掲載し、積極的に地域住民に周知すること。

10　問合せ・応募先

(1)　花巻地区事務所（花巻市社会福祉協議会内）
　〒025-0095　花巻市石神町364番地　TEL:0198-41-8739 FAX:0198-22-4283
(2)　大迫地区事務所（花巻市社会福祉協議会大迫支所内）
　〒028-3203　花巻市大迫町大迫12-23-1　TEL:0198-48-4111 FAX:0198-48-4085
(3)　石鳥谷地区事務所（花巻市社会福祉協議会石鳥谷支所内）
　〒028-3101　花巻市石鳥谷町好地6-10-3　TEL:0198-45-4666 FAX:0198-46-1171
(4)　東和地区事務所（花巻市社会福祉協議会東和支所内）
　〒028-0115　花巻市東和町安俵6-71　TEL:0198-42-3151 FAX:0198-42-3816

※申請団体所在地の最寄りの本会地区事務所へ問合せおよび提出をお願いします。